

正会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、正会員が、様々な金融機関が提供する多様な商品・サービスをワンストップで提供する仲介機能の責務を負託されていることを十分に認識するとともに、国民から信頼されるための健全な社会常識及び倫理感覚を常に保持するほか、求められる専門性への対応及び役職員の倫理の保持に必要な措置を講じ、業務の執行の公正さに対する社会からの疑惑又は不信を招く行為の防止を図り、もって正会員が担う社会的使命及び役割に係る自己規律の維持及び向上により、金融サービスの提供を受ける顧客の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(倫理コードの保有)

第2条 正会員は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第11条第2項に定める預金等媒介業務、同条第3項に定める保険媒介業務、同条第4項に定める有価証券等仲介業務及び同条第5項に定める貸金業貸付媒介業務について、当該正会員が取り扱う金融商品及びその行う業務に応じた倫理規範又はそれと同趣旨の規定（以下「倫理コード」という。）を保有するものとする。

2 前項に定める倫理コードには、以下の内容の全部又は一部を含むよう努めるものとする。

- (1) 社会規範及び法令等の遵守
- (2) 顧客利益を重視した行動
- (3) 顧客の立場に立った誠実かつ公正な業務の執行
- (4) 利益相反の適切な管理
- (5) 国内外での金融市場の発展に向けた社会的使命の自覚と健全性及び信頼性の向上
- (6) 守秘義務の遵守と情報の管理
- (7) 適切な情報開示等による社会とのコミュニケーション
- (8) ESGへの取り組み
- (9) 働き方の改革と職場環境の充実
- (10) 反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応
- (11) その他本協会が別途指定する事項

(倫理コードの提出)

第3条 正会員は、前条に基づき保有する倫理コードについて、次のいずれかを本協会に提出しなければならない。

- (1) 当該倫理コードの全文
- (2) 前条第2項の本協会が別に示す倫理コード例に相当する当該倫理コードの該当部分
- (3) 当該倫理コードの全文を当該正会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて広く一般の閲覧に供する方法により公表している場合には、その旨を記載した報告書

2 正会員は、前条第2項の本協会が別に示す内容に相当する当該倫理コードの該当部分を変更した場合には、前項第1号又は第2号に掲げるものを本協会に提出しているときは、当該変更後の倫理コードの内容を、前項第3号に掲げる報告書を本協会に提出しているときは、当該変更した旨を記載した報告書を、遅滞なく、本協会に提出しなければならない。ただし、当該変更の内容が、字句の修正など軽微なものである場合は、この限りでない。

(報告)

第4条 正会員は、法令及び規則等に直接定めはないものの倫理コードに照らして望ましくないものであると判断する事案又は望ましくないものに発展するおそれがあると判断する事案について、自主的に本協会に報告するものとする。

(社内体制の整備)

第5条 正会員は、倫理コードの実効性を確保するため、正会員において必要と認める社内体制の整備を行うものとする。

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年7月1日から適用する。